## 国土交通省 宫崎河川国道事務所

# 都城河川だより

出張所だよりは宮崎河川国道事務所のHP(http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/)に掲載しております

平成27年3月 宮崎河川国道事務所 都 城 出 張 所 第 16号

## 大淀川の草を貰って頂ける方を募集していますm(\_)m





上部写真にもあるとおり、国土交通省は堤防の維持管理のため年2回草を刈り取っています。 併せて、農畜産業のために利用する目的で草を貰って頂ける方を募集しています。

草の引渡しは、2種類の方法があり用途に合わせてお選び頂けます。

その1:河川堤防に自生する草を自分で刈り取って回収する。

その2:国土交通省が除草、集草した草を貰う。

#### その1の活用事例

主に**家畜の飼料**として利用されています。 草を回収する方自身で草を刈り取って頂く ため、刈る時期を調整したり、少しずつ持ち 出すことも可能です。

#### その2の活用事例

主に**農作物の堆肥**として利用されています。 国土交通省が集草した草は、堤防の土砂が若干含まれているため、施設園芸等の堆肥としての利用が多いようです。

#### 注意事項!!

都城地区の大淀川、沖水川、庄内川及び高崎川の国土交通省が管理している区間が上記の対象となります。

なお、河川に自生している野草には毒を持つものがあったり、業者が集草した草の中にゴミ が含まれている場合などもあります。草の引き取り後の使用については、利用者の自己責任 において実施して下さい(国土交通省では一切責任を負えません)。

また、河川から勝手に草を持ち出された場合、他の採草を行っている方とトラブルになる場合があります。採草に関する一定の制約等もございますので、採草を希望される方は量の多寡に関わらず、下記『都城出張所』まで必ずご連絡下さい。

■ご意見、ご質問

■国道・河川工事に関すること

■管理施設の異常通報

■国道・河川利用に関する相談

■その他情報提供

【河川担当】 都城出張所 TEL:0986-23-2947

FAX: 0986-23-2952

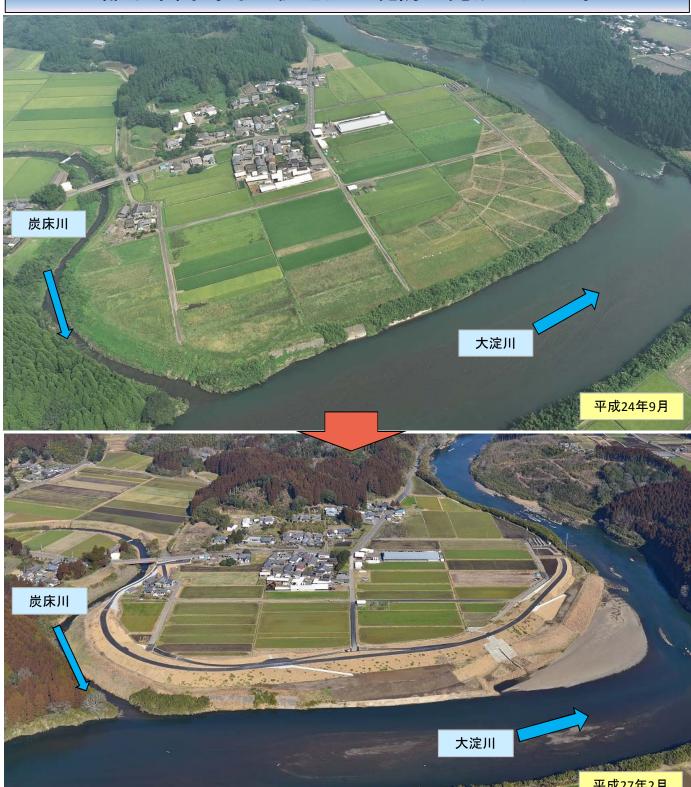
【道路担当】都城国道維持出張所 TEL: 0986-38-0068

FAX: 0986-38-1867



宮崎河川国道事務所HP http://www.gsr.mlit.go.jp/miyazaki/ 河川水位情報・道路規制情報・新燃岳の情報など 防災に役立つ情報がご覧いただけます。

### 都城市高崎町小牧地区の堤防が完成しました。



上記箇所の工事は、大淀川上流地区(都城地区)の川の流れをスムーズにするために、河川の川幅を広くし堤防を作っていたものです。

現場での作業は、平成24年秋に始まり平成27年1月末まで行いました。およそ2年間という 長期にわたった工事でしたが、近隣住民の皆様方には、工事車両の通行等に御協力を頂き、 無事完了しました。改めて御礼申し上げます。

なお、堤防は土で出来ているため、工事完成後、強度が安定するまでに3年ほど時間を要します。車両による堤防法面(斜面)の踏み荒らしや、張り芝を傷めるような行為などを行うと、 堤防を弱体化させてしまいますのでご注意下さい。